

罹患証明書について

学校において予防すべき感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づく学校長の判断により出席停止となります。つきましては、右記の「罹患証明書の作成について」に医師の証明をいただき、登校後に担任へ提出してください。

【出席停止の基準】 ※第一種は省略

種類	病名	出席停止期間の基準
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快後(※)1日を経過するまで ※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類、地域・学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断されます。 例：感染性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・急性細気管支炎(RSウイルス感染症等)・手足口病・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎 等	

年 組 名前 さん

保護者 様

大阪府立北かわち阜が丘高等学校
校長 浦 俊 哉

罹患証明書の作成について

下記の疾患に罹患した場合は、感染のおそれきわめて少なくなったことの証明を、主治医に確認していただく必要があります。ついては、学校保健安全法施行規則にもとづき療養の指示をした旨を以下の様式により、主治医に証明していただくようお願いします。

尚、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合に限り、必要事項の記入は、保護者が行い、保護者名を記入の上、検査結果用紙か処方された薬がわかるものの写しを裏面に添付して提出してください。

主治医 様

上記生徒の療養状況および療養期間について、ご記入願います。

◎ り患した疾病名(下記より選択してください。)

《出席停止期間の目安》

第一種 (

) 【感染のおそれなし】

第二種

インフルエンザ(A型・B型)

【発症した後5日経過、かつ、解熱後2日経過】

百日咳

【特有の咳消失又は5日間の適正な抗菌性物質製による治療が終了】

麻疹

【解熱後3日経過】

風疹

【発疹消失】

流行性耳下腺炎

【耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過、かつ、全身状態が良好】

水痘

【すべての発疹の痂皮化】

咽頭結膜熱

【主要症状消失後2日経過】

結核

【感染のおそれなし】

髄膜炎菌性髄膜炎

【感染のおそれなし】

新型コロナウイルス感染症

【発症後5日、かつ、症状が軽快後1日が経過するまで】
【感染のおそれなし】

第三種

腸管出血性大腸菌感染症(※)

細菌性赤痢

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

腸チフス

パラチフス

その他の感染症()

(※)便の細菌培養において2回 陰性が確認されたものとするが一般的である。

登校してはいけない期間 : 令和 年 月 日() ~ 月 日()

年 月 日

医療機関名 :

診察医師(診察した医師に限る):

印

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合に限り、保護者が、主治医に確認した療養期間(登校してはいけない期間)および保護者名を記入し、検査結果用紙か処方された薬がわかるものの写しを裏面に添付して提出してください。

保護者名 :

自署

(参考:大阪府学校医師会学校医部会作成)